

# 兵庫県公報

平成31年2月28日 木曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 兵庫県社会福祉研修所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日 を定める規則（社会福祉課）	1
○ 兵庫県社会福祉研修所規則及び行政組織規則の一部を改正する規則（同）	2
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（住宅管理課）	2

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県社会福祉研修所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第3号）

兵庫県社会福祉研修所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を平成31年3月1日とすることとした。

### ●兵庫県社会福祉研修所規則及び行政組織規則の一部を改正する規則（規則第4号）

兵庫県社会福祉研修所の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、関係規則について規定の整備を行うこととした。

### ●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第5号）

1 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層耐火住宅	中村住宅	神戸市長田区真野町	11戸

2 老朽化に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通中層耐火住宅 5団地 272戸

3 1の県営住宅に設置する駐車場を整備し、その名称、位置等を定めることとした。

名 称	位 置	1区画当たりの月額 の限度額（円）
中村住宅駐車場	神戸市長田区真野町	18,500

## 規 則

兵庫県社会福祉研修所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年2月28日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第3号

#### 兵庫県社会福祉研修所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

兵庫県社会福祉研修所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成30年兵庫県条例第21号）附

則に規定する規則で定める日は、平成31年 3月 1日とする。



兵庫県社会福祉研修所規則及び行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第 4 号**

**兵庫県社会福祉研修所規則及び行政組織規則の一部を改正する規則**

(兵庫県社会福祉研修所規則の一部改正)

第 1 条 兵庫県社会福祉研修所規則（昭和45年兵庫県規則第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫県福祉人材研修センター規則

第 1 条中「兵庫県社会福祉研修所の設置及び管理に関する条例」を「兵庫県福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例」に、「兵庫県社会福祉研修所（以下「研修所」を「兵庫県福祉人材研修センター（以下「センター」に改める。

第 2 条第 1 項中「研修所において」を「センターにおいて」に、「推せんした」を「推薦した」に、「研修所の長（以下「所長」を「センターの長（以下「センター長」に改め、同条第 2 項中「所長」を「センター長」に改める。

第 3 条中「所長」を「センター長」に改める。

第 4 条第 1 項中「所長」を「センター長」に改め、同項第 3 号中「研修所」を「センター」に改め、同条第 2 項中「所長」を「センター長」に改める。

第 5 条中「研修所」を「センター」に改める。

第 6 条中「所長」を「センター長」に、「研修所」を「センター」に改める。

第 7 条中「所長」を「センター長」に、「行なう」を「行う」に改める。

第 8 条中「所長」を「センター長」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第 9 条から第11条までの規定中「所長」を「センター長」に改める。

(行政組織規則の一部改正)

第 2 条 行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第22条第 1 項第23号中「社会福祉研修所」を「福祉人材研修センター」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 3月 1日から施行する。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第 5 号**

**兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則**

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

184	30	中村住宅	神戸市長田区真野町	9階建	6	1.0236	74,200
					5	1.2193	88,200

別表第 1 の 1 の部普通中層耐火住宅の款62の項中

「

85	0.3611	27,900
34	0.3691	27,900
1	0.3711	28,400
25	0.3887	29,500
14	0.3973	29,500
1	0.3993	30,000

」

を

「

26	0.3611	27,900
14	0.3691	27,900

」

に改め、同款86の項を次のように改める。

86	削除
----	----

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款90の項中

「

169	0.5344	35,400
29	0.5461	35,400

」

を

「

153	0.5344	35,400
25	0.5461	35,400

」

に改め、同款96の項を次のように改める。

96	削除
----	----

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款106の項を次のように改める。

106	削除
-----	----

別表第5五位ノ池住宅駐車場の項の次に次のように加える。

中村住宅駐車場	神戸市長田区真野町	18,500
---------	-----------	--------

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年兵庫県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定中同表1の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

184	H30	中村住宅	神戸市長田区真野町	9階建	6	1.0226	74,600
					5	1.2181	88,700

第4条のうち、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定のうち同表1の部普通中層耐火住宅の款59の項中

「

85	0.3531	27,400
34	0.3611	27,400
1	0.3631	28,000
25	0.3800	29,100
14	0.3887	29,100
1	0.3906	29,600

」

を

「

26	0.3531	27,400
14	0.3611	27,400

」

に改め、同款82の項を次のように改める。

82	削除
----	----

第4条のうち、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定のうち同表1の部普通中層耐火住宅の款86の項中

「

169	0.5286	34,400
29	0.5402	34,400

」

を

「

153	0.5286	34,400
25	0.5402	34,400

」

に改め、同款92の項を次のように改める。

92	削除
----	----

第4条のうち、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定のうち同表1の部普通中層耐火住宅の款102の項を次のように改める。

102	削除
-----	----

#### 附 則

この規則は、平成31年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。